

令和5年第9回  
久御山町教育委員会定例会  
議事録

## 令和5年 第9回久御山町教育委員会定例会 議事録

1. 招集年月日 令和5年11月27日
2. 招集の場所 久御山町役場会議室23
3. 開 会 令和5年11月27日 午前9時30分時開会 宣告
4. 出席委員 内 田 智 子  
寺 井 恵太郎  
阿 部 拓 児  
田 口 賀 彦
5. 職務のため出席した者の職氏名  
教 育 次 長 中 務 一 弘  
学 校 教 育 課 長 前 山 雅 宏  
生 涯 学 習 応 援 課 長 星 野 佳 史  
学 校 教 育 課 長 補 佐 梶 原 哲 郎  
書 記 迫 畑 美 沙

### 6. 付議案件

- 議案第24号 令和5年度久御山町一般会計補正予算（第4号）について  
議案第25号 久御山町指定管理者の指定について

### 7. 会議の経過

午前9時30分 開会

○内田教育長 ただいまから令和5年第9回久御山町教育委員会定例会を開催いたします。本日は豊田委員が欠席と伺っております。また寺井委員につきましては少し遅れられるとのことです。本日の議事録署名人は阿部委員でございます。第6回定例会議事録及び第8回定例会議事録につきましては、先日配付して御覧頂いたことと存じます。また、第7回定例会議事録につきましては、次回の定例会にて承認をいただきたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願ひします。第6回定例会議事録及び第8回定例会議事録について、よろしければ御承認いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 続きまして報告についてでございます。現在、9月議会において議決いただきました認知機能トレーニングのデジタルアプリを各小学校において導入し、活用を始めているところでございます。比較的すんなり子どもたちは受け入れて楽しんでやっているという声を聞かせていただいています。それから2つ目ですが、インフルエンザ

による学級閉鎖が出ています。小学校もそうなんですけれども、こども園においても、インフルエンザの罹患者が非常に増えているという状況でございます。3つ目です。11月11日に町の小学校駅伝大会が開催されました。大変いい天気の中、子どもたちが一生懸命走る姿がありまして、大人もそれから子どもたち自身も非常に感動した時間であったと思います。それから研修会の関係ですけれども、11月7日に近畿市町村教育委員会研修会がオンラインで開催されました。また11月13日には京都府内市町教育委員会研修会が開催され出席させていただきました。学校、園関係ですけれども、11月10日にみまきこども園において山城教育局主催のスポーツに親しむということをして大学の先生が保護者と保育士と子どもたちに御指導いただくという企画が開催されました。11月15日に佐山小学校、17日に東角小学校に教育委員会として学校訪問をいたしました。授業公開とともに学校経営について協議を行いました。以上報告を終わります。それでは議事に移りたいと思います。議案第24号令和5年度久御山町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。事務局より説明を求めます。学校教育課から願います。

○梶原学校教育課長補佐 それではまず1ページ目を御覧ください。歳入ですけれども、国庫支出金と府支出金、どちらも同じ事業になります。保育対策総合支援事業費補助金で9万8千円を計上しております。こちらの方、来年度からオムツの処分を園で無償でしていくということで、オムツの保管庫を購入させていただくものに対しましての補助金となりますのでこちらの方に計上しています。国・府で1/3ずつということになっています。次に諸収入で雑入になります。中学校の南校舎外壁タイルにつきましての和解金が7千万円入るということで歳入ということになっています。歳入は以上です。続きまして歳出でございます。内容につきましては4ページを御覧ください。こども園施設維持管理事業ということで使用済紙オムツの保管の業務に係る費用を計上しております。令和6年度の分になりますので、債務負担行為となります。備品につきましてはオムツの保管庫の購入ということで30万円ほどを計上しております。続きまして5ページになります。教育委員会事務局運営事務なんですが、タイルに関します和解が全て済みしましたので、弁護士費用ということで、641万9千500円になります。続きまして7ページになります。小学校学力向上対策事業で、補正内示額ですが、費用弁償になります。会計年度任用職員の交通費の補正となっております。6万7千380円を計上しております。続きまして9ページです。小学校特別支援教育補助員配置事業です。こちらにつきましても費用弁償ということで、会計年度任用職員（補助）の方の交通費となっております。続きまして11ページです。小学校施設維持管理事業になります。内示額が少ないですが次のページを御覧いただくとおわかりいただけると思います。需用費の光熱水費ですが、水道代の不足が見込まれるため計上しましたが、企画財政課より3月で精算するよう調整がありましたので減額となっております。修繕料につきましては、佐

山小学校で漏水がありましたのでそれを修繕した金額を計上しております。74万8千円となっております。続きまして13ページになります。学校管理一般事務で、次のページ見ていただきまして、皆さんに決めていただいた教科書の教師用の指導書の方を購入いたします。4月に要りますので12月補正で段取りしていきたいと思っております。消耗品としまして1千61万4千200円を計上させていただいております。続きまして15ページになります。小学校図書館事業になります。今回補正額・内示額ともに同じ金額になりますけれども次のページを見ていただきまして、こちらの方ですね会計年度任用職員（補助）の報酬ということで、報酬の最低賃金の改正がありましたのでその分の増額補正となります。続きまして、17ページになります。中学校施設維持管理事業になります。次のページを見ていただきまして、こちらの方もですね光熱水費、水道代が若干足りないということで補正をさせていただきましてけれども、3月に精算ということで0査定となっております。修繕料につきましては、普通教室の空調の方がまた壊れましたので、そちらを修繕しましたので81万1千800円を計上しております。続きまして、19ページになります。中学校給食運営事業になります。こちらの方ですね、中学校の給食室に入っているスチームコンベクションが壊れたということで修繕いたします。30万9千100円を計上しております。続きまして、21ページです。中学校図書館運営事業になります。こちらの方ですが、会計年度任用職員（補助）の報酬について最低賃金の改正がありましたのでその分を計上しております。学校教育課につきましては以上となります。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

○田口委員 よろしいでしょうか。弁護士費用ってこんなにするんですね。

○阿部委員 でももう何年間もやっているのです。

○梶原学校教育課長補佐 5年ですね。

○田口委員 最後の10万円って何ですか。

○梶原学校教育課長補佐 今ですね、ちょうど最後の精算が終わってるんですけど、その精算のときに、弁護士さんに一旦お金が全部入るんですよ。それを振り込んでいただく手数料であったりとか収入印紙代とそういうのが多分かかってくるだろうということで、計上しているんです。

○田口委員 なるほど。よくわかりました。ありがとうございます。

○内田教育長 それでは続きまして生涯学習応援課をお願いします。

○星野生涯学習応援課長 失礼いたします。歳出になります。社会教育総務一般事務費ということで20万5千円の増額です。会計年度任用職員（一般）の共済組合の負担金の変更ということで必要経費ということで計上させていただいております。総務課の指示で計上しております。その次ですね、旧山田家住宅保存・活用事業で、内訳ですが4

ページになります。長屋門漆喰修繕工事で57万6千400円の増額補正をさせていただいております。8月に発生した台風7号により、長屋門の漆喰の剥落が起こった場所がございまして、その修繕費となります。もう一つ委託料ということで、指定管理料になりますけれども、令和6年度から9年度までの4年間の指定管理料をこれまで文化・スポーツ施設だけだったんですけれども、旧山田家も加わりますので、その債務負担の増額となります。270万円×4年間を計上しております。以上でございます。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑ございませんでしょうか。

○田口委員 いいですか。

○内田教育長 田口委員、どうぞ。

○田口委員 これは旧山田家を指定管理の形にして社会教育から離れて、文化・スポーツ事業団がやるということで。

○星野生涯学習応援課長 指定管理の業務の中で、開館の業務であったりとか、これまで直営でやらせていたことを事業団の方が代わりにするということですが、基本的には文化財の管理になりますので、教育委員会が全く手を放すというわけではございません。人の手配だったりとか業務的なことですね、掃除といった定期的な、そういったことをやっていただきたいということでございます。

○田口委員 <sup>いもあらい</sup>一口の人らの手はちょっと軽くなるのか。気張ってやってもらっているんで。地元の人々の年齢も上がってくるし先々のことを考えたらこうやってちゃんとこういう形にしてあげるのがいいんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

○内田教育長 では、議案第24号を採決させていただきます。御異議はございませんでしょうか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 ないようでございますので、議案第24号については可決いたしました。続きまして、議案第25号久御山町指定管理者の指定について事務局より説明を求めます。

○星野生涯学習応援課長 はい、続けて失礼いたします。議案第25号久御山町指定管理者の指定について御説明させていただきます。生涯学習応援課所管の社会教育施設に対します来年4月からの新たな管理者の選定につきましては、一般公募の実施を経まして、この度公益財団法人久御山町文化・スポーツ事業団を指定者とすることになりました。今回議決をいただくわけでございますけれども、一般公募による応募は1社でございまして、応募者提出の事業計画書を選定委員会の委員5名が評価5項目ごとにそれぞれ採点いたしましたし、合計得点の委員平均を算出いたしました。また安定した経営をいただく土台となる財務状況を勘案して、厳正に審査した結果、指定管理者候補者として、公益財団法人久御山町文化・スポーツ事業団を選定したというところでございます。指定期間は令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間となります。指定管理

対象施設は、ふれあい交流館ゆうホール、それから総合体育館及び屋外の5つのスポーツ施設、並びに旧山田家住宅を含めた合計8施設となります。なお本件につきましては、指定管理者候補者として12月議会に上程する予定でございます。以上説明とさせていただきます。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

○田口委員 はい。

○内田教育長 はい、田口委員。

○田口委員 すみません。指定管理者、結局は文化・スポーツ事業団だけが、応募があったんですか。他は応募なかったんですか。

○星野生涯学習応援課長 はい、その1社だけでした。

○田口委員 中央公民館の後に建てる施設は、またそれができたらここに入るんですか。

○星野生涯学習応援課長 まちづくりセンターにつきましては、今開館準備をやっているんですけど、請け負うのが基本的には今の指定管理者になっているんです。

○田口委員 ああ、別の。

○星野生涯学習応援課長 それまで別の業務をこなしていただいたうえで、評価させていただいて、よっぽどということがございましたら、そういうこともあるかと思えます。

○田口委員 基本的にそちらの指定管理者になるんやね。わかりました。

○内田教育長 よろしいでしょうか。それでは議案第25号を採決いたします。御異議ございませんか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 ないようでありますので、議案第25号につきましては可決いたしました。本日の議案は以上でございます。よって、本日の定例会を閉会いたします。

午前10時 終了